

(別紙3) 輸出証明書発行システムの使用について

農林水産省が運用する輸出証明書発行システム（以下「システム」という。）を利用して、食品等を輸出する際に必要な証明書の交付を受けようとする者は、別添の「輸出証明書発行システム利用規約」（以下「利用規約」という。）を遵守するとともに、下記に定めるとおり利用するものとする。

記

1 利用者

- (1) システムを利用できる者は次のとおりとする。
 - ① 食品等を輸出しようとする事業者等（以下「事業者」という。）
 - ② ①の事業者から委託を受けた者
- (2) 事業者が第三者にシステムの利用を委託する場合は、委任状を作成するものとする。

2 システム利用申請

- (1) システムに必要な事項を登録し、適正な利用を図るため、あらかじめ次に示す書類を提出する。
 - ① 様式1の誓約書兼申請書
 - ② 様式2の委任状
 - ③ 実際にシステムにアクセスする事業者又は委任を受けた者の存在を確認できる書類
 - ・法人格を有する者は、過去6ヶ月以内に発行された履歴事項全部証明書の写しであって、記載事項に変更がないもの
 - ・任意団体は、定款等の規約及び会員名簿等
 - ・個人は、本人確認書類として、写真が付されている公的証明書（運転免許証等）の写し又は写真が付されていない書類の場合は、公的機関発行の氏名及び住所が確認できるもの（健康保険証、納税証明書等）2種類の写し
- (2) (1)の書類は、事務規程第2条第3号の地方支分部局のいずれかに提出するものとする。

3 システムの使用

事業者は、事業者その役員若しくは使用人又は委託した者その役員又は使用人のうち実際にシステムを使用する者（以下「システム利用者」という。）に対してユーザーIDとパスワードの発行を受けた上で、システムを使用するものとする。

なお、複数のシステム利用者がある場合は、当該利用者ごとにシステム登録、ユーザーID等の発行を受けるものとする。

4 登録内容の修正等

- (1) 事業者は、登録した事項又はシステム利用者を変更する場合には、様式3により変更内容を届け出るものとする。
- (2) 事業者は、輸出業務を止める等により今後システムを利用しない事実が生じた場合には、様式4により登録の抹消を届け出るものとする。
- (3) 提出先は2(2)の書類を提出した地方支分部局とする。

5 登録の有効期間

事業者、システム利用者等の情報を適正に管理するため、システム登録の有効期間は3年とし、継続してシステムを利用する事業者は、有効期間内に2のシステム利用申請の手続きを再度行うものとする。

なお、有効期間経過後は、システムは利用できなくなるので留意すること。

6 その他

農林水産省ホームページに掲載するシステムを運用する上で必要な操作説明等を参照すること。

(別添)〔別紙 3 関連〕

輸出証明書発行システム利用規約

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条及び第 2 条)
- 第 2 章 輸出証明書発行システムの利用 (第 3 条から第 8 条まで)
- 第 3 章 輸出証明書発行システム等の管理 (第 9 条から第 11 条まで)
- 第 4 章 情報の取扱い (第 12 条から第 16 条まで)
- 第 5 章 雑則 (第 17 条から第 20 条まで)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本規約は農林水産省食料産業局（以下「食料産業局」といいます。）が運営する輸出証明書発行システムの利用に関し、必要な事項を定めることを目的とします。

(定義)

第 2 条 この規約において、使用する用語の定義は、次の各号のとおりとします。

- (1)「輸出証明書発行システム」とは、食料産業局が所管する輸出証明書の発行に関する申請手続きを汎用的に行う情報システムをいいます。
- (2)「申請事業者等」とは、輸出証明書の発行に係る申請手続きを行う民間事業者、団体、学校、研究機関及び個人をいいます。
- (3)「システム利用者」とは、輸出証明書発行システムを利用して輸出証明書の発行に関する申請手続きを行う申請事業者等（申請事業者等が手続き及び報告等を第三者に委任又は代行させた場合は、当該第三者を含む。）をいいます。
- (4)「ログイン ID」とは、輸出証明書発行システムの利用者を識別するための識別コードをいいます。
- (5)「パスワード」とは、ログイン ID を提示した利用者が正当な利用者であるか否かを検証するための主体認証コードをいいます。

第 2 章 輸出証明書発行システムの利用

(システム利用者の責任)

第 3 条 システム利用者は、自己の責任と判断に基づき、輸出証明書発行システムを利用し、輸出証明書発行システムの利用に伴って生じる以下の各

号に掲げる情報及び通信の際に発生する各種電文（電磁的記録を含む。）を管理するものとし、食料産業局に対していかなる責任も負担させないものとし、

- (1) ログインID及びパスワード
 - (2) 輸出証明書発行システム操作説明書（以下「操作説明書」といいます。）
 - (3) 輸出証明書発行システムセキュリティ対策マニュアル（以下「セキュリティ・マニュアル」といいます。）
- 2 システム利用者は、システム利用申込時の申請登録内容に変更が生じたときは速やかに食料産業局にその旨を文書で通知するものとし、また、通知を受けた食料産業局は、当該システム利用者に係る登録内容の変更又は抹消するものとし、
 - 3 システム利用者は、必ず輸出証明書発行システムの画面上において自己の行った報告・申請等の手続の処理状況の確認を行うものとし、
 - 4 システム利用者が、自己の行った申請手続に係る処理状況の確認を行わなかった結果、システム利用者又は第三者が被った損害については、食料産業局は一切の責任を負いません。

（報告・申請等の委任）

- 第4条 報告・申請等を行う申請事業者等が、輸出証明書発行システムへの登録処理等を第三者に委任する場合、当該委任を受けて報告・申請等を行う者は、当該手続に関する全責任を当該申請事業者等に対して負うものとみなします。
- 2 報告・申請等を行う申請事業者等が、第三者に委任した内容を変更又は終了する場合は、委任元の申請事業者等は速やかに食料産業局にその旨を文書で通知するものとし、この場合のログインID及びパスワードの取扱いについては、第3条第2項に準じます。
 - 3 食料産業局への通知がなされなかったこと又は遅延したことにより申請事業者等又は第三者が被った損害については、食料産業局は一切の責任を負いません。

（輸出証明書発行システムに関する知的所有権）

- 第5条 食料産業局がシステム利用者に提供する一切のプログラム又はその他の著作物（本規約、操作説明書及びセキュリティ・マニュアルを含む。以下同じです。）に関する著作権及び著作人格権並びにそれに含まれるノウハウ等の知的所有権は、食料産業局に帰属します。
- 2 システム利用者は、輸出証明書発行システムの利用に際し、食料産業局がシステム利用者に提供する一切のプログラム又はその他の著作物を次の

とお取り扱いものとします。

- (1) 本規約に従って輸出証明書発行システムを利用するためにのみ使用すること。
- (2) 複製、改変、編集、頒布等を行わず、また、リバースエンジニアリング（ソフトウェアの開発工程を逆にたどり、その構造や機能を解析して、製品に機能を反映させること。）等を行わないこと。
- (3) 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与・譲渡し、又は担保に供しないこと。
- (4) 食料産業局又は食料産業局の指定する者が表示した著作権表示又は商標表示等の財産権表示を削除又は変更しないこと。

(輸出証明書発行システムの利用可能時間)

第6条 輸出証明書発行システムは、原則として6時から24時まで、年間を通じて利用可能とします。ただし、上記時間内であっても、機器メンテナンス等により、輸出証明書発行システムの利用を停止する場合があります。なお、緊急を要する場合は、事前に通告することなく輸出証明書発行システムの利用を停止することがあります。

2 システム利用者が輸出証明書発行システムを利用した申請に係る審査等の事務処理は、当該業務担当者の執務時間内に行うものとします。

(禁止事項)

第7条 システム利用者は、輸出証明書発行システムの利用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。

- (1) 輸出証明書発行システムを本規約に反する目的で使用し又は使用しようとする事。
 - (2) 輸出証明書発行システムの管理及び運営を故意に妨害すること。
 - (3) 輸出証明書発行システムへの不正アクセス及びウィルス感染ファイアを故意に送付すること。
 - (4) 法令若しくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為をすること。
 - (5) 前四号のほか、輸出証明書発行システムの運用において支障を及ぼす又は支障を及ぼすおそれのある行為をすること。
- 2 食料産業局は、システム利用者が前項各号のいずれかに該当する行為を行った場合又は行うおそれがあると認められた場合は、事前に通知することなく、当該システム利用者のログインIDを失効させ、輸出証明書発行システムの利用を直ちに停止させます。

(輸出証明書発行システムの利用可能文字)

第8条 輸出証明書発行システムにおいて使用可能な文字は以下の各号に掲げるもののみとし、その他の外字、機種依存文字等の使用は不可とします。

(1) 1バイト文字の英数字及び記号は、JISX-0201-1997を使用するものとします。

(2) 2バイト文字はJISX-0208-1997を使用し、JIS第一水準漢字、JIS第二水準漢字及び事前に外字登録した漢字を使用するものとします。

(3) カタカナを使用する場合は、全角カナを使用するものとします。

第3章 輸出証明書発行システム等の管理

(設備等)

第9条 システム利用者は、輸出証明書発行システムを利用するために必要なすべての機器等(ソフトウェア及び通信手段に係るものを含む。)を自己の負担において準備するものとします。当該機器の準備に必要な手続は、システム利用者が自己の責任と費用で行うものとします。

(非常事態等における利用の制限)

第10条 食料産業局は、天災、事変その他の非常事態の発生又は輸出証明書発行システムの重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合には、輸出証明書発行システムの利用を停止又は制限することがあります。

2 食料産業局は、輸出証明書発行システムの利用が著しく集中した場合には、輸出証明書発行システムの利用を制限することができるものとします。

(輸出証明書発行システムの保証等)

第11条 食料産業局は、輸出証明書発行システムの提供の遅延、中断又は停止が発生し、その結果システム利用者又は第三者が被った損害について一切の責任を負いません。

第4章 情報の取扱い

(個人情報の取扱い)

第12条 輸出証明書発行システムで利用する個人情報については、行政機関等個人情報保護法等関連法令に基づき、食料産業局において適切に取り扱うものとします。

(保有する情報の範囲)

第13条 輸出証明書発行システムの運用に当たって保有するシステム利用

者の情報は、輸出証明書の発行に関する申請データ、輸出証明書発行システムの利用者に関する事業者名（名称）、代表者名、所在地、システム利用者の氏名・部署名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスとします。

（利用目的）

第14条 輸出証明書発行システムで保有する情報は、次の目的で利用しません。

- （1）輸出証明書の発行に関する申請データについては、輸入規制の緩和及び輸出促進を図る目的のために政策の企画・立案の資料として利用します。
- （2）システム利用者の名称、代表者名、所在地については、システム利用に係る申請内容の確認に利用します。
- （3）システム利用者の氏名・部署名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスについては、システム利用に関する通知及びシステム利用者との直接連絡をとる必要が生じた場合に利用します。

（利用及び提供の制限）

第15条 輸出証明書発行システムに係る情報は、法令に基づく場合等を除き、第14条に定める利用目的以外の利用又は第三者への提供はいたしません。

（安全確保の措置）

第16条 食料産業局は、輸出証明書発行システムに係る情報の漏えい、滅失、き損の防止及び輸出証明書発行システムの適正な運用を図るために、セキュリティ・マニュアルの整備等必要な措置を講じます。

第5章 雑則

（操作説明書及びセキュリティ・マニュアル）

第17条 この規約を実施するために必要な操作説明書及びセキュリティ・マニュアル等は、別に定めます。

（証跡の管理）

第18条 食料産業局は、輸出証明書発行システムに関する情報セキュリティを確保するため、システム利用者の輸出証明書発行システムの利用に関する証跡（ログ）を取得、保存、点検及び分析することがあります。

(合意管轄裁判所)

第19条 本利用規約には日本法が適用されるものとします。

- 2 輸出証明書発行システムの利用に関連して食料産業局とシステム利用者間に生ずるすべての訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定めます。

(利用規約の改正)

第20条 食料産業局は、必要があると認めるときは、システム利用者に対し事前に通知を行うことなく、いつでも本利用規約を改正することができるものとします。

- 2 食料産業局は、本規約を改正した場合は、輸出証明書発行システムの利用申込書を提出した際に登録されたメールアドレスを通じて周知することとします。

- 3 システム利用者は、前項の周知後輸出証明書発行システムを利用するときは、施行されている改正後の本利用規約に同意したものとみなされます。

(様式1) [別紙3 関連]

年 月 日

農林水産省食料産業局輸出促進課長 宛
(地方支分部局)

事業者名
所在地
代表者名

印

輸出証明書発行システム利用誓約書兼申請書

輸出証明書発行システム（以下「システム」という。）を利用にすることにあたり、次のとおり誓約した上、下記のとおりシステムの利用について申請します。

(誓約事項)

- 「輸出証明書発行システム利用規約」を遵守するほか、実際にシステムを利用する者（第三者に委託する場合は、委託先のシステムを利用する者）に当該利用規約を遵守させること。
- システムを利用した証明書の交付申請に関する申請内容及び添付書類については、当該輸出食品等に係るものであり、かつ各書類の原本と相違ないこと。
なお、上記申請の時点で、出港日や運送方法等が未定でB/L番号又はAWB番号、出港日、船便名又は航空便名を空欄で申請する場合には、確定後に全ての欄を入力した証明書と確認書類を速やかにシステムに登録すること。
- 申請に係る事実の確認について、農林水産省から報告を求められたとき、又はその職員が、事務所、倉庫若しくは工場等に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査し、若しくは関係者へ質問することに対して協力すること。
なお、これに応じない場合や申請した内容が事実と異なることが判明した場合には、輸出証明書の発行の停止等の措置を受けること及び是正措置を講じること。

記

1 事業者（輸出する者）

事業者名（注：個人の場合は氏名）

日本語表記：

英語表記：

所在地

日本語表記：

英語表記：

代表者名

日本語表記：

英語表記：

2 委託の有無 有 ・ 無

(有りの場合)

委託先事業者名：(注：個人の場合は氏名)

委託先所在地：

委託先代表者名：

3 システム利用者（ユーザー I D発行対象）

(1) 主たる利用者

所属部署：(注：輸出事業者名・部署又は委託先事業者名・部署)

氏 名：

フリガナ：

電話番号：

FAX 番号：

E-mail：

NACCS利用者コード：

(2) 従たる利用者 (注：必要に応じて利用人数分を追加)

所属部署：

氏 名：

フリガナ：

電話番号：

FAX 番号：

E-mail：

NACCS利用者コード：

4 証明書受領場所

(注：通常、証明書の交付を受ける地方農政局等、県域拠点、水産庁等を記載)

※NACCSとは、輸出入・港湾関連情報処理システムのことをいう。

(様式2) [別紙3関連]

年 月 日

農林水産省食料産業局輸出促進課長 宛
(地方支分部局)

委任状

事業者名

所在地

代表者名

⑩

当社(注:個人の場合は「私」とする。)は、農林水産省が行う日本産の食品等の輸出に係る証明書発行のための申請手続きに係る権限を下記の者に委任いたします。

記

(委任先)

事業者名 : (注:個人の場合は氏名)

所在地 :

代表者名 : (注:代表者以外の者を代理人として委任する場合、役職・氏名)

(様式3) [別紙3関連]

年 月 日

農林水産省食料産業局輸出促進課長 宛
(地方支分部局)

事業者名

所在地

代表者名

印

輸出証明書発行システム登録事項変更届出書

輸出証明書発行システム利用誓約書兼申請書で登録した事項のうち、次の事項について変更します。

(変更する事項の□にチェックを入れ、変更する箇所のみ記載してください。)

1 事業者 (輸出する者)

事 項		変 更 前	変 更 後
□事業者名	日本語表記		
	英語表記		
□所在地	日本語表記		
	英語表記		
□代表者名	日本語表記		
	英語表記		

注：第三者に委託しない場合は、別紙3の2の(1)の③履歴事項全部証明書等を添付すること。

2 委託先事業者

事 項	変 更 前	変 更 後
□事業者名		
□所在地		
□代表者名		

注：別紙3の2の(1)の②委任状及び③履歴事項全部証明書等を添付すること。

3 システム利用者

(1) 主たる利用者

事 項	変 更 前	変 更 後
<input type="checkbox"/> 所属部署		
<input type="checkbox"/> 氏 名		
<input type="checkbox"/> フリガナ		
<input type="checkbox"/> 電話番号		
<input type="checkbox"/> FAX番号		
<input type="checkbox"/> E-mail		
<input type="checkbox"/> NACCS利 用者コード		

(2) 従たる利用者 (注：必要に応じて利用人数分を追加)

事 項	変 更 前	変 更 後
<input type="checkbox"/> 所属部署		
<input type="checkbox"/> 氏 名		
<input type="checkbox"/> フリガナ		
<input type="checkbox"/> 電話番号		
<input type="checkbox"/> FAX番号		
<input type="checkbox"/> E-mail		
<input type="checkbox"/> NACCS利 用者コード		

注：利用者を取り消す場合は変更前に、追加する場合は変更後に記載すること。

4 証明書受領場所

変 更 前	変 更 後

※NACCSとは、輸出入・港湾関連情報処理システムのことをいう。

(様式4) [別紙3関連]

年 月 日

農林水産省食料産業局輸出促進課長 宛
(地方支分部局)

事業者名

所在地

代表者名

印

輸出証明書発行システム利用登録抹消届出書

輸出証明書発行システム利用登録について、(理由) _____ のため、
登録を解消します。